

平成30年6月13日答申  
事件番号 平成29年(審)第5号  
審査請求人 ○○○○  
処分庁 大田区長 松原忠義

## 答 申 書

### 第1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が平成29年10月20日付けで審査請求人に対して行った児童福祉法24条3項に基づく保育所入所保留処分(以下「本件処分」という。)に対し、審査請求人が行った審査請求(以下「本件審査請求」という。)を棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

#### 1 本件の概要

本件は、審査請求人が、平成29年10月10日、処分庁に対し、審査請求人の子について保育所による保育の利用の申込みを行ったところ、処分庁がこれを保留する処分(本件処分)をしたことから、審査請求人が本件処分は違法かつ不当であるとして本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

#### 2 前提事実(本件処分に至る経緯)

##### (1) 平成29年4月までの状況

審査請求人は、処分庁に対し、平成28年10月以降数度にわたり、審査請求人の子である○○○○(平成○年○月○日生まれ。以下「本件児童」という。)について、保育所への入所申込みを行ったところ、処分庁は、平成29年4月の入所分を含むすべての申込みにつき入所・あっせんができないとして、保留とした。

##### (2) 平成29年4月より保育ママの利用開始

審査請求人は、平成29年4月1日から、本件児童につき、家庭福祉員(通称「保育ママ」)による保育の利用あっせんを受け

て利用を開始した。

### (3) 緊急一時保育の開始

平成29年7月頃、当該家庭福祉員が疾病に罹患したことから、本件児童は、大田区家庭福祉員制度実施要綱18条に基づく緊急一時保育として、〇〇保育園で保育を受けるようになった。

その後、同年9月からは〇〇保育園で緊急一時保育に関して欠員が生じたため、本件児童は同保育園で保育を受けるようになった。

### (4) 本件入所申込み

審査請求人は、処分庁に対し、平成29年10月10日付けで、本件児童について、下記の志望順位にて、保育所への入所申込みを行った（以下「本件入所申込み」という。）。

#### 記

第1志望 〇〇保育園

第2志望 〇〇保育園

第3志望 〇〇保育所

第4志望 〇〇保育所

### (5) 欠員の状況

審査請求人が希望する前記(4)記載の保育所は、いずれも平成29年10月時点で定員に達しており、欠員がなかった。

### (6) 本件処分

処分庁は、審査請求人に対し、平成29年10月20日付けで、保育所への入所申込みについて入所保留とする本件処分を行い、本件処分理由を「希望者が入所予定者数を超える為、または希望園に空きがない為」と記載した保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書を送付して通知した。

## 第3 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件児童につき、平成28年10月以降、大田区の認可保育所への入所申込みをしてきた。しかし、本件児童を認

可保育所に入所させることができていない。

本件児童が入所できない理由は、大田区が入所希望者の中で入所できる者を選ぶ際に、世帯収入の多寡を「保育の必要度についての指数」として入所者を選んでいるからであると考えられるところ、世帯収入の多寡を指数とすることは、世帯収入の多い区民に対し、保育の質が担保された認可保育所の入所を事実上閉ざすことになるから、世帯収入の多寡を「保育の必要度についての指数」とすることは不当である。

他方で、本件児童は、現在、第1志望である〇〇保育園において保育を受けているところ、現に保育を受ける者に関しては、その環境をむやみに変えず維持される利益がある。本件児童は、家庭福祉員(保育ママ)による保育を経た後、〇〇保育園で保育を受け、さらに〇〇保育園で保育を受けることとなり、5か月間で3か所にわたり保育を受ける場所が変更されており、さらに来年度以降の保育先が未定である上、転園の可能性があることは、児童の心身の安全と健康、保護者の安心と信頼を得られる保育とはいいいがたい。これを回避する上でも、「現在〇〇保育園において保育を受けている」という事実は、保育の必要性を判断する際に優先順位の高い考慮要素である。このように、本件児童は、保育を希望する者の中で優先順位が高いはずであり、処分庁は、平成29年10月10日付け保育所入所申込みを受けてなされた保育所入所の利用調整において、審査請求人を他の保育所入所希望者よりも優先し、〇〇保育園への入所を決定すべきである。

以上のとおりであるから、処分庁が〇〇保育園を含む審査請求人が希望する保育所への入所申込みについて入所保留とした本件処分は違法かつ不当である。

## 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 児童福祉法24条3項は、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所の利用について調整を行うものとされている。

- (2) 大田区保育の必要性の認定等に関する条例2条1号において、保育の必要性の認定基準として保護者の1月における就労常態を明記し、児童福祉法24条3項に基づく利用調整にあたり、同条例2条の2により規則で定めるところにより調整を行うとしている。
- (3) 大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則2条4項において、利用調整は別表第1に定める利用調整基準指数に別表第2に定める利用調整基準調整指数を加減した指数及び区長が別に定める利用調整基準に基づき行うものとしている。同規則において区長が別に定める利用調整基準は、大田区のホームページ及び入園申込みのしおり等により公表されている。
- (4) 処分庁は、審査請求人の申込みを受け、保育を希望する者の間での利用調整のために指数の計算と優先順の順位付けを行った。
- (5) しかし、本件では、審査請求人が記載した第1志望から第4志望までの保育所については、利用調整を行ったが定員に空きがなく、利用のあっせんには至らなかった。
- (6) 以上により、本件処分は適法かつ正当である。

#### **第4 審理員意見書の要旨**

##### **1 審理員意見書の結論**

本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないから、審査庁は審査請求人の本件審査請求を棄却すべきである。

##### **2 審理員意見書の理由**

審理員意見書の理由は、次のとおりである。

本件処分は、いずれも定員に対する欠員のない4つの保育所についてなされた審査請求人の入所申請に対し、入所保留とする旨の本件処分を行ったものである。

処分庁は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準22条により、定員を超えて保育の提供を行ってはならず、大田区保育の必要性の認定等に関する事務

処理要綱の第1の5(2)により、年齢区分の入所予定者数を超えて保育を実施することができない。

そのため、本件では利用調整のための指数として何を用いるかにかかわらず、本件児童を入所させるあつせんをすることができなかつた。

したがって、処分庁がした本件処分は適法かつ正当である。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、平成30年1月29日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法43条1項、同法81条1項、大田区行政不服審査法施行条例1条及び同2条の規定に基づく諮問を受け、同年2月1日、同年3月20日及び同年6月13日に開催された審査会において、調査審議した。

## 第6 答申の理由

### 1 当審査会が認定した事実

#### (1) 条例の定め

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、以下のように定めている。

22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (2) 事務処理要綱の定め

大田区保育の必要性の認定等に関する事務処理要綱は、以下のように定めている。

##### 第1 保育の実施及び確保

##### 5 入所予定者数

(1) 保育の実施は、原則として保育所の入所予定者数を超えて行うことはできない。

(2)年齢区分の入所予定者数についても(1)と同様とする。  
ただし、保育所の最低基準に反しない範囲内において、かつ、保育所の入所予定者数の範囲内において特に必要があると認められるときは、課長は、年齢区分の入所予定者数を変更することができる。

## 2 答申の理由

保育所における保育の提供は定員を超えて行うことはできないところ、審査請求人が処分庁に対し本件入所申込みを行った平成29年10月時点で、審査請求人が希望する保育所の定員に欠員がなかった。

そのため、保育所の定員に欠員があることを前提とする実質的な利用調整を行うまでもなく、また何をもって保育の必要度についての指数とするか、という点にかかわらず、処分庁は本件児童を希望する保育所に入所させるあっせんをすることができなかったものである。

したがって、処分庁の本件処分は適法であり正当である。

もっとも、本件処分に関する理由として、「希望者が入所予定者数を超える為、または希望園に空きがない為」と記載されているところ、本件では単に「希望園に空きがない」という理由によるものであるから、「希望者が入所予定者数を超える為(、又は)」という部分はあえて記載をする必要がなく、かえって通知を受けた者に対し誤解を与えかねない。この点については、処分庁において運用の改善が望まれるところである。

## 3 結論

以上のとおり、審査庁は、本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会  
会長 委員 川 義 郎  
委員 原 口 昌 之  
委員 菅 沼 篤 志